

平成31年4月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日（水） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（10人）

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 悌二	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員

高岡 重盛	木崎 俊充	岩崎 盛光	伊東 明継	中竹 宏一
杉本 和博				

4. 欠席委員：農業委員（1人）

欠席委員：最適化推進委員（0人）

5. 議事日程

日程第1 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第5 議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画（案）に対する意見について

日程第6 議案第16号 非農地交付申請の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員
 事務局長 富永 得治
 農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

<p>議長</p>	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は4番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、平成31年4月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が6議案で、案件が25案件です。</p>
<p>議長</p>	<p>3 議 事</p> <p>議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>おはようございます。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字深水字田ノ下、田1筆の752㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、総額600,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。
深水地区推進委員	息子さんの家が近くにあり進入路がせまく、今後道路の拡幅等も考えているので価格は、少々高すぎと思いますが、買い手が納得していますので問題ないと思われます。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番・3番は借受け人が同一で関連につき一括して事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上高原、畑1筆の1,707㎡です。権利種別は3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は100,000円です。続きまして、番号3、大字川辺字上高原、畑1筆の1,463㎡です。権利種別は3条の賃貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	3月21日にお会いしまして、10番委員と確認しました。議案に記載されているとおり間違いありません。以上報告します。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字上高原及び宮園及び中溝及び小森及び立目坂及び堀内及び城ノ平、田7筆の7,223㎡と畑15筆の16,007㎡の合計23,230㎡です。権利種別は3条の無償移転譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>これは、親子間の譲受で、子供さんたちの話し合いで決められているので何ら問題ないと思われます。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 に対する意見について</p>
議長	<p>議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議しますが、3番委員に関する案件なので相良村農</p>

業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(3番委員退席)

議長

1番について、事務局より説明をお願いします。

議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。番号1、大字柳瀬字檜木、田1筆の1,594 m²です。転用目的は議案に記載されているとおりです。以上です。

議長

引き続き、本件について7番委員から報告をお願いします。

7番委員

4月4日に柳瀬地区推進委員と現地確認をしました。この場所には、既に倉庫が建っており詳しく聞きますと、40年程前に親父さんが建てられたとのことでした。以上です。

6番委員

忘れて申請してなかったのですかね。

事務局

申請者の親父さんが40年程前に建てられて、申請されたのかもしれませんが、資料が残っていないのでわかりませんが。法務局で登記もしていないので、農地に施設が建っている状態なので、今回の4条申請で変更することになります。農振地域なので一部転用という形で農振除外の手続きを終えて総会にだしてあります。

議長

ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、3番委員の入室を許可します。

(3番委員入室・着席)

議案第13号
農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見について

議長

議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明します。番号1、大字柳瀬字原ノ園、田1筆429㎡です。権利種別は使用貸借で貸付人及び借受人、転用目的は議案に記載されているとおりです。以上です。

議長

引き続き、本件について3番委員から報告をお願いします。

3番委員

親子間の貸し借りで、横に親の家がありますが、村外に家を作るんだったら、横に建てればとの話になり隣接地に建てる結果となりました。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第14号
農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認について(利用権貸借)

議長	<p>議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について説明いたします。番号1、大字柳瀬字吉ノ尾、田3筆の4,427㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり25,976円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員から報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先日、双方にお会いしまして、議案に書いてあるとおりに間違いなかと確認しましたら間違いのないことでした。再設定なので農地も適正に管理してあり問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大字川辺字中溝、田1筆の670㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員から報告をお願いします。</p>

川辺地区推進委員	<p>2番委員と立会いをしまして、議案のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に3・4・5・6番は利用権の設定を受ける者が同一につき関連なので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字今村、田1筆の400㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。続きまして番号4、大字柳瀬字今村、田1筆の369㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。続きまして、番号5、大字柳瀬字十島、田1筆の978㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。続きまして番号6、大字柳瀬字今村、田1筆の425㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>5、6日に、県外を除く双方の方にお会いしまして議案の番号3、4、6は一枚繋がり、再設定案件なので問題ないと思われま。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	番号7、大字柳瀬字吉ノ尾、畑1筆の1,430㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について6番委員から報告をお願いします。
6番委員	先日お会いしまして、議案のとおり間違いありませんとのことでした。報告いたします。
議長	ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に8番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	番号8、大字柳瀬字立神、田1筆1,062㎡、畑1筆1,412㎡の合計面積2,474㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権の設定をする者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりで

議長	<p>す。期間は5年です。以上です。</p> <p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>8日にお会いしまして、現状は若干荒れぎみでしたので、シュッレッダーをかけて借受人がちゃんとしますとのことでした。議案に記載されている内容に間違いありませんとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字柳瀬字吉ノ尾、田1筆の2,884㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、8日に借受人にお会いしまして以前から作付をしていましたが、出しそびれて今回になり新規案件となりました。あとは議案に書いてあるとおりです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に10・11番は利用権の設定を受ける者は同一につき一括して、また、8番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(8番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、10番、11番について事務局より説明をおねがいます。</p>
事務局	<p>番号10、大字柳瀬風呂前、田1筆の1,209㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。続きまして番号11、大字柳瀬風呂前及び陣之内、田5筆の4,960㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、ご本人に確認いたしまして、再設定案件であることで、議案に記載してあるとおり間違いのないことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、8番委員の入室を許可します。</p> <p>(8番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に12番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字川辺字上永坂、畑1筆の174㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。</p> <p>1番についてですが、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(深水地区推進委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認についてご説明いたします。番号1、大字川辺字別府原、田423㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は10,000円です。以上です。</p>

議長	<p>引き続き、本件について10番渡邊委員に報告をお願いします。</p> <p>この農地は、誰も作り手がおらず荒れてゆくみたいで、いくらでもいいから売りたいとのことでした。隣接の方もいないとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に2・3・4番は関連につき一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字浜ノ上、畑1筆の1,882㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は、564,600円です。続きまして、番号3、大字川辺字中高原、畑1筆の5,421㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は、1,626,300円です。最後に番号4、大字柳瀬字新並木、田1筆の831㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は、332,400円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員に報告をお願いします。</p>
10番委員	<p>3案件とも事務局と現地確認いたしました。議案に記載されていることに間違いありません。ここに報告します。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありました ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに 決定いたします。</p> <p>議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定 による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。 1・2番は利用権の設定の設定を受ける者が同一で関連につき一括 し、また、川辺地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会 会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の 審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(川辺地区推進委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご 説明いたします。番号1、大字川辺字上永坂、畑1筆の174㎡です。 権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載され ているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は10年で賃借料は 10aあたり5,000円です。続きまして、大字川辺字上永坂、畑1 筆の1,212㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける 者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期 間は7年7ヶ月で賃借料は10aあたり5,000円です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(川辺地区推進委員入室・着席)</p> <p>議案第16号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>議案第16号非農地証明交付申請の承認について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。番号1、大字深水字渡瀬、畑1筆の618㎡です。3月26日に10番委員と現地確認しております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き10番渡瀬委員より報告をお願いします。</p>
10番委員	<p>深水にお寺がありまして、お寺の裏側の農地がお寺の人が所有していますが、所有者は柳瀬の団地おられて管理が行き届かず、隣接の方も困っておられます。進入路はお寺を通って行かなければならず、現在のお寺の管理は、木上から来られて管理されています。正式な進入路がありませんので、貸すこともできない状態です。また、借り手もいません。隣との高低差もあり、茅も生い茂っている状況です。非農地にしても、荒らしておく行政から指導してもらいたいと思っております。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び10番委員からの報告がありましたが本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの場合)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
	<p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 5月10日(金)曜日、午前9時から</p>
議長	<p>閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時55分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成31年4月10日

相良村農業委員会

署名委員 5番 (印)

署名委員 6番 (印)